

# 令和2年第5回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和2年5月25日（月）

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 午後 13時30分

閉会時刻 午後 14時10分

議長 会長 田中金治

## 委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	欠
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	欠
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	欠	11番	清水登與雄	欠
5番	細田福三	欠	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	出	13番	長堀進	出
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	欠
出席 8名			欠席 6名		

## 農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中 弥一	欠	南畑1	関根 和市	欠
水谷2	神山 稔	欠	南畑2	谷合 章	欠
鶴瀬1	横山 勝之	欠	南畑3	萩原 好伸	欠
鶴瀬2	星野 幸夫	欠			
出席 0名			欠席 7名		

## 職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷 合 正 史	事務局主査	吉 野 武 明
事務局主事	千 島 隆 寛		

---

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

---

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症に伴う対応により、委員数を削減し、農業委員8名にて開催いたします。

農業委員の出席は過半数の7名を超えており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

---

#### 日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

10番	新井	稔	委員
12番	渋谷	貞男	委員
13番	長堀	進	委員

---

#### 日程第2 議 事

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第3条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、全委員の賛成により「可」とした。

##### ○議案第1-1

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については5月12日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

##### ○農地法第3条2項要件について

###### ① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地(所有地6,903㎡、借入地0㎡)については適正に管理されております。

・農機具所有状況…軽トラック3、防除機1、コンバイン1、草刈り機3

・従事人数…世帯員3名

・申請地までの通作距離…徒歩13分

###### ② 「農作業常時従事要件」

・世帯員3名…本人210日、妻150日、長男120日

③「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

・権利取得後の耕作面積 7,894㎡

④「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地を確認しました。事務局説明の通り支障ないと思われま

第2号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○議長は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全て農地の利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」と承認された。

○議案第2-1

※農業委員会等に関する法律第31条に基づき議事の参与の制限により、該当する農業委員については当該議案の審議開始から終了まで退席した。

(事務局説明)

本件は、平成12年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和3年の5月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、5月13日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

所有者に話を伺い、現地も確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

○議案第 2 - 2

(事務局説明)

本件は、平成 12 年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和 3 年の 8 月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、5 月 13 日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

所有者を訪問し、現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

第 3 号議案 生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について 1 件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員の賛成により「承認」とした。

○議案番号第 3 - 1

・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

5 月 12 日に現地を確認したところ、野菜の作付けがされていまして。従事者は昨年 3 月になりました。生前は自家消費用の野菜を作付けされておりました。

(担当委員からの説明)

訪問して従事者は生前に自家消費用の野菜作付けをされていた状況などを伺いました。現在は家族の方が管理をされており、支障がないと思われまます。

第 4 号議案 生産緑地の取得の斡旋について

○議長は、生産緑地の取得の斡旋 1 件を議題として上程し、事務局の説明の後、斡旋がある場合には、事務局へ申し出ることとした。

○議案第 4 - 1

(事務局説明)

本件は、以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関しての斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について（依頼）」がございました。皆様には、営

農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。  
希望者がいる場合は6月23日までに事務局まで報告をお願いします。

日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和2年4月19日から令和2年5月18日まで)

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 | 1件 |
| (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 | 3件 |

日 程 第 4 協 議 報 告 事 項

1. その他

---

議長は、令和2年第5回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

---

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年5月25日

議 長

---

10 番

---

12 番

---

13 番

---